

(R7.2.19開催 鶴岡市障害者施策推進協議会 資料)

# 本市の児童発達支援センターの整備 方針と支援体制（案）について

# 1 児童発達支援センターの役割と国が示す整備手法

## (1) 児童発達支援センターの法律上の位置づけ

児童発達支援センターは、児童福祉法で地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関と規定されている。

参考：児童福祉法第43条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

## (2) 児童発達支援センターの中核的な役割

### ① 多様な専門職による通所支援機能

保育士、相談支援専門員などの専門職による障害児に対する療育支援機能（通所支援）

### ② 保育所等に対する後方支援機能

地域で障害児を預かる施設に対する訪問支援機能（訪問支援）

### ③ 地域の障害児支援施設のスーパーバイズ機能

地域の障害児支援施設での支援の質の向上を図る機能

### ④ 障害児とその家族への相談支援機能

必要に応じて適切な支援につなげる相談支援機能（相談支援）

## (3) 児童発達支援センターの国が示す整備手法

児童発達支援センターの国が示す整備手法は、ア 中核拠点型とイ 面的整備型の2つがある。

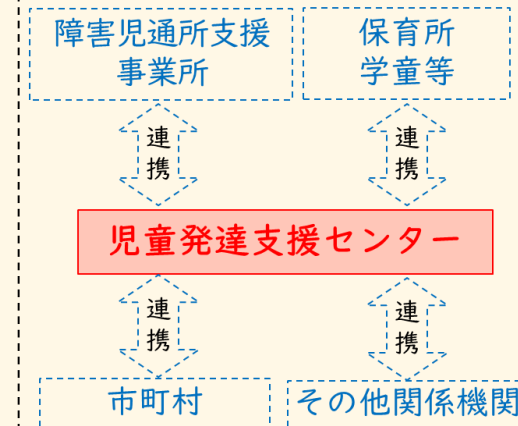
### ア 中核拠点型

1つの施設がセンターの4つの中核機能を**集約する**整備手法

### イ 面的整備型

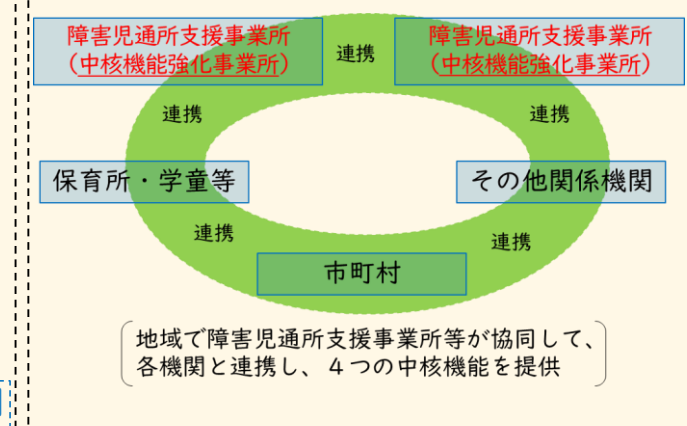
複数の障害児通所施設等がセンターの4つの中核機能を**分担する**整備手法

(中核拠点型のイメージ)



児童発達支援センターが中心となって各機関等と連携して支援を行う。

(面的整備型のイメージ)



地域で障害児通所支援事業所等が協同して、各機関と連携し、4つの中核機能を提供

## 2 本市の児童発達支援センターの整備手法と支援体制（案）

令和6年度第1回目の鶴岡市障害者施策推進協議会での意見をふまえて、本市の児童発達支援センターの整備手法と支援体制（案）は以下のとおり。

### （1）本市の児童発達支援センターの整備手法

本市の児童発達支援センターは、中核拠点型とし、面的整備ではないため、中核機能強化事業所の選定※は行わない。

※中核機能強化事業の選定とは

面的整備を行う場合、福祉課において、児童発達支援センターに求められる4つの中核機能の要件を満たす事業所の選定を行うこと。

### （2）本市の児童発達支援センターの概要

#### ①候補地

乳幼児検診で発達に遅れなどがあり、支援が必要なお子さんに対して支援を行うことを目的として、本市の児童発達支援センターは、総合保健福祉センター「にこ♥ふる」内を候補地とする。

#### ②支援内容

本市のセンターは、通所支援の1日あたりの定員を10名程度、相談支援は、乳幼児検診で発達に遅れなどがあるお子さんを中心とし、開所以降に適宜見直しを行っていく。

### ③運営体制

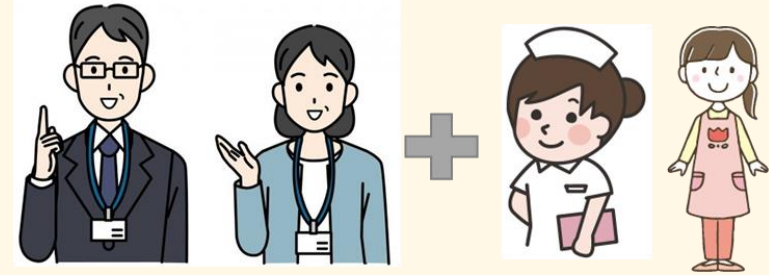
センターの運営体制は、以下のア～ウの体制を候補として検討を進めていく。

ア 本市の職員と民間等の専門職の協同による運営

イ 民間等への委託による運営

ウ 本市の直営による運営

（ア 本市の職員と民間等の専門職の協同による運営のイメージ）



市職員  
（センター長や相談支援を行う職員等）

民間事業所の職員  
（専門職）

障害児とその家族への支援



# 3 本市の児童発達支援センターでの関係機関等との連携手法の検証と整備時期（案）

## (1) 児童発達支援センターと関係機関等の連携手法

### ① 関係機関等の連携手法の検証

児童発達支援センターでの活用を見据えて、令和7年度中に、健康課、子育て推進課（こども家庭センター含む）、教育委員会の関係各課での情報共有ツールとして、「やまがたサポートファイル」※の活用に関する検証を行う。

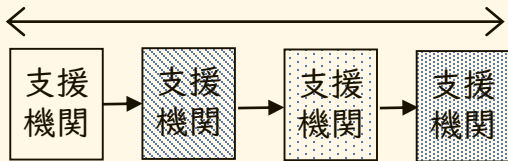
※「やまがたサポートファイル」とは

山形県が、平成27年2月に作成し、発達障害やその疑いのあるお子さんの保護者が記録をして、お子さんを支援する方が、その子の特性や成長記録等を情報共有することを目的としています。

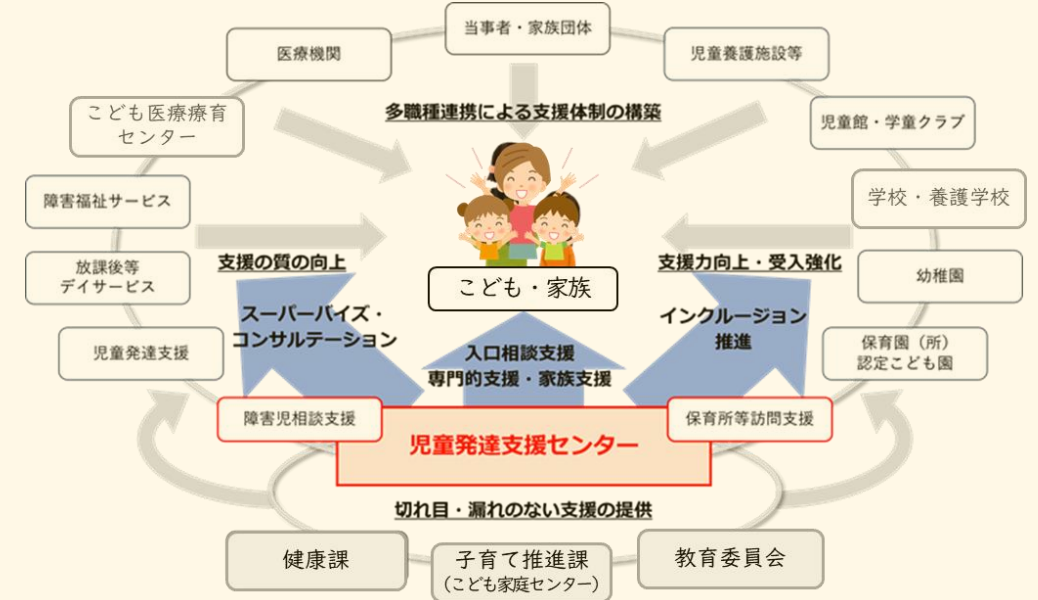
### ② 児童発達支援センターと関係機関等との連携

児童発達支援センターでは、お子さんの成長に伴って支援機関が異なっても切れ目のない支援を行うことを目指す。

「1つのファイルを支援機関で共有しながら支援を行う」（やまがたサポートファイル（一部抜粋））



## (2) 本市の児童発達支援センターのイメージ



## (3) 連携手法に関する検討

障害者地域自立支援協議会の発達障害部会において、連携手法の検討を行う。

## (4) 本市の児童発達支援センターの整備時期

R7年度に連携手法の検討、検証を行い、R8年度の整備を目指す。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第3次鶴岡市障害者保健福祉計画	←					→
鶴岡市障害福祉計画 (第7期障害者計画・第3期障害児計画)	←					→